国民の声を国会に！

2013年6月、私たちは必要な医療を受ける国民としての当然の権利を獲得すべく、大阪にて「健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会」を結成し、全国100万人署名をめざし取り組んでいます。

現状では、はり・きゅう・マッサージを健康保険で受けるには多くの規制があります。多くの国民の声を国会に届けて、日本の伝統医療である はり・きゅう・マッサージを健康保険で安心して受けることができるようにしましょう。

最後になりましたが、皆さまのご健康を心よりお祈り申し上げます。

健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会
会長　山村 博文

～会員さんからの声～

自分の国の伝統医学をないがしろにする民族は…

現在、日本は少子高齢化が大きな社会問題になっています。国は医療保険の赤字を問題視していますが、私たちは赤字削減の有効な手段として、薬漬けの医療でなく、身体の自然治癒力、免疫性を高める東洋医学の積極的活用を主張しています。

日本には世界的に評価されている国民皆保険制度があります。ところが東洋医療には西洋医療と同等な健康保険の適用が未だ認可されておりません。

自分の国の伝統医学をないがしろにする民族は滅びます。一人でも多くの方が署名運動に参加され健康保険で東洋医療を受けられるよう変革しましょう。

東京　山西 俊夫さん

～会員さんからの声～

東洋医学も西洋医学も自分で選べることが大事です

鍼灸治療の保険適用には同意書が必要、また制限があるということは、鍼灸治療が病院にかかった上での副次的な治療とみなされているということであり、私たちは患者になるとき、初めの一歩から西洋医学か東洋医学か同列で選べないという事実があります。

私の周りの女性と話をすると、未病というのでしょうか、何らかの不調や悩みを抱えています。その時「病院にかかる程ではない」と言いますが、実は「病院では解決されなかった」という経験があるのです。けれどもすぐに「じゃあ鍼灸に…」とはならない。

こうして適切な治療を受けられず、長引いたり重くなったり、自分にも医療にも失望しながら劣等感を抱き、自信を喪失していく。つまり、西洋医学のみでは取り残されていく人がいる、ということです。

予防の段階から治療まで、西洋医学・東洋医学のどちらが優れているか、ということではなく、私たちが自分で選べるということが大事なのです。

「風邪ひいたかな？…」という時に、西洋医学か東洋医学か両方か、保険証1枚もって私たちが望む治療を選べる、当たり前のことができるようであって欲しいと願います。

京都　水谷 清美さん

**健康保険で
はり・きゅう・マッサージを受ける国民の会　事務局**

〒151-0053
東京都渋谷区代々木2丁目39番7号　メゾン代々木201号
電話: 03(3375)6151
FAX: 03(3299)5275
電子メール: kokumin. kai @gmail.com
ホームページ: http://kokuminkai.web.fc2.com/
URL QRコード

保険証一枚で はり・きゅう・マッサージを 受けたい

**健康保険で
はり・きゅう・マッサージを受ける国民の会**

保険証一枚で　はり・きゅう・マッサージを受けられること。
それは、国民にあたえられた権利です！

今の制度では、何が問題なの？

① 医師の「同意」が必要

健康保険（療養費払い）で はり・きゅう・マッサージを受けるためには、早くかかりたい時でもまず医師に同意書を貰わなくてはいけません。

また、3ヵ月を超えて治療を受ける場合は、再同意が必要となっています。

② 医師の治療との併用が禁止

医師による治療・投薬・リハビリと同じ病名でのはり・きゅう治療は、「併用治療」といって保険支給対象外となってしまいます。

③ 保険で治療できる病名に制限がある

原則、認められているのは以下のみです。

<はり・きゅう>「神経痛」「リウマチ」「頸腕症候群」「五十肩」「腰痛症」「頸椎捻挫後遺症」その他、慢性的な痛みのある疾患

<マッサージ>「筋麻痺」「関節拘縮」「筋委縮」のあるもの

国民が必要に応じて、適切な医療を受ける権利＝「受療権」を侵害しています！

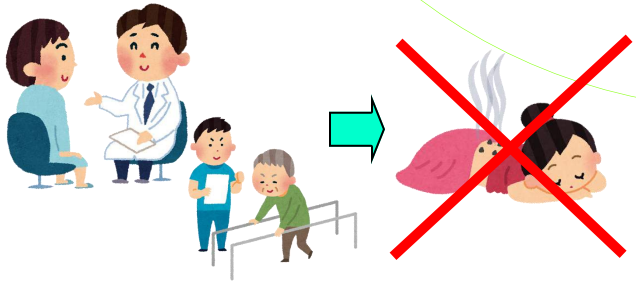

保険証一枚で、即 保険適用を！

「受療権」の他にもある　～国が保障すべき健康に関する私たちの権利～

憲法第25条は「国はすべての生活面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」としており、また、国際人権規約でも「到達可能な最高水準の健康を享受することは、すべての人間の基本的人権の一つ」であるとして「健康権」を提唱しています。つまり、「健康権」と「受療権」を保障することは、国の責務なのです。

～ 私たち国民の声で
受療権を勝ちとりましょう！～

活動内容のご案内

1. 署名にご協力ください！

私たち国民の声を国会に届けるべく、100万筆を目指して署名活動をおこなっています。

署名は会のホームページ※からダウンロードしていただけます。また、記入済み署名は会事務局※までご送付ください。　※背表紙をご参照ください。

2. この運動を広めましょう！

1）「健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会」に ご入会ください。

皆さんの貴重な会費（個人：500円、団体：5,000円）は、国民の声をより大きなものにするためには活動資金が必要です。資金協力のためにも、ぜひご入会お願いします。

なお、活動内容・運動の進展状況は、会報やホームページでご報告します。

2）ポスターでの広報にご協力ください

ご自宅の壁に貼るなど、ご協力いただける方は、事務局までお問い合わせください。

ポスター（A2サイズ）→